19　操業区域の11中最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

20　操業区域の6においては、

(1)　体長二十一センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2)　操業区域中択捉島ラツキベツ岬東端百五十度の線と北海道根室市納沙布岬突端百五十度の線との両線間における海域においては、たらばがに、けがに及び花咲がにを採捕してはならない。

21　操業区域の6又は7においては、

(1)　すけとうだらを漁獲対象とする場合には、コッドの網目を九十ミリメートル以上、かれいを漁獲対象とする場合には、コッドの網目を七十五ミリメートル以上にしなければならない。

(2)　けがにの雌がに及び甲長八センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。

(3)　花咲がにの雌がに及び甲幅八センチメートル未満の花咲がにの雄がにを採捕してはならない。

22　操業区域の12中最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

（太平洋中区）

23　操業区域の14中静岡県賀茂郡西伊豆町平島から同県御前崎市御前埼灯台に至る線と同県下田市神子元島から同郡南伊豆町石廊崎に至る線との交点正南の線以東の海域においては、毎年五月十六日から十一月十五日までの間は、操業してはならない。

24　操業区域の17においては、毎日日没一時間後から翌日の日出一時間前までの間は、操業してはならない。

25　操業区域の17中水深二百メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

26　操業区域の17中和歌山県東牟婁郡串本町潮岬正南の線以西の海域においては、毎日日没一時間後から翌日の日出一時間前までの間は、操業してはならない。

27　操業区域の17中和歌山県東牟婁郡串本町潮岬正南の線以西の水深二百メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

（太平洋南区）

28　操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端から大分県佐伯市深島頂上を通る線以北の海域においては、操業してはならない。

29　操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端正南の線以西、大分県佐伯市深島頂上と高知県宿毛市沖の島櫛ケ鼻突端とを結ぶ線以南の海域においては、操業してはならない。

30　操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端正南の線以西、大分県佐伯市深島頂上と高知県宿毛市沖の島櫛ケ鼻突端とを結ぶ線以北の海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間以外の期間は、操業してはならない。

31　船橋甲板室の周囲を、それぞれ次の区分に応じた色の塗料で塗装しなければならない。

愛媛県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　茶色（マンセル記号　7・5YR7・5／5・5）

大分県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　青色（マンセル記号　10B6／7）

宮崎県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　黄色（マンセル記号　7・5Y8・5／12）

鹿児島県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　緑色（マンセル記号　2・5G8／3）

32　両舷側中央部に算用数字（各文字の大きさは縦百センチメートル以上、横八十センチメートル以上、各文字の太さは二十センチメートル以上、各文字の間隔は二十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

33　船首両舷側に算用数字（各文字の大きさは縦百五十センチメートル以上、横百センチメートル以上、各文字の太さは三十センチメートル以上、各文字の間隔は三十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

（日本海北区）

34　操業区域の29中最大高潮時海岸線上青森秋田両県界正西の線以北の海域においては、操業してはならない。

35　操業区域の29中青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西の線以北の海域においては、操業してはならない。

36　操業区域の29中秋田県男鹿市入道埼突端正西の線以南の海域においては、操業してはならない。

37　操業区域の29中最大高潮時海岸線上山形新潟両県界西北西の線以南の海域においては、操業してはならない。

38　操業区域の33中京都府京丹後市経ケ岬突端正北の線以西の水深三百五十メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

39　操業区域の34中最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の海域においては、毎年三月二十一日から十一月五日までの間は、操業してはならない。

40　操業区域の34中最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の海域においては、かにを漁獲の目的として操業しなければならない。

41　操業区域の34中最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域及び最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西、北緯三十六度十一秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

42　操業区域の34中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十一月一日から翌年二月末日までの間以外の期間は、操業してはならない。

43　操業区域の34中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年一月一日から四月十五日まで及び九月十六日から十月三十一日までの間以外の期間は、操業してはならない。

（日本海西区）

44　操業区域の38中島根県浜田市馬島灯台北西の線以西、同県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

45　操業区域の38中島根県江津市大崎鼻突端正北の線以東、同県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、毎年二月一日から四月三十日までの間は、操業してはならない。

46　操業区域の38中島根県出雲市十六島鼻突端から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。